

社会福祉法人育清会役員、評議員、評議員選任・
解任委員及び第三者委員の報酬並びに費用弁償
に関する規程

(令和3年4月1日改正)

社会福祉法人 育 清 会

社会福祉法人育清会役員、評議員、評議員選任・解任委員及び第三者委員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人育清会定款（以下「定款」という。）第9条及び第23条、社会福祉法人育清会評議員選任・解任委員会運営規程第14条並びに柿田川ホーム苦情解決マニュアル（以下「苦情解決マニュアル」という。）に基づき、社会福祉法人育清会（以下「法人」という。）の役員、評議員、評議員選任・解任委員及び第三者委員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第16条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 評議員選任・解任委員とは、定款第6条に基づき置かれる者をいう。
- (4) 第三者委員とは、苦情解決マニュアルに基づき選任された者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。

(報酬等の額)

第3条 評議員の報酬は日額とし、評議員会への出席の都度、定款第9条に定める金額の範囲内で、別表1に基づき支給する。

- 2 理事の報酬は日額とし、理事会等法人業務への出席の都度、別表2に定める年度総額の範囲内で同表に基づき支給する。
- 3 監事の報酬は日額とし、理事会等法人業務への出席の都度、別表3に定める年度総額の範囲内で同表に基づき支給する。
- 4 評議員選任・解任委員及び第三者委員の報酬は日額とし、評議員選任・解任委員会等法人業務への出席の都度、別表4に基づき支給する。

(報酬の支払方法)

第4条 役員、評議員、評議員選任・解任委員及び第三者委員の報酬等は現金をもって本人に支給する。

(費用の弁償)

第5条 役員、評議員、評議員選任・解任委員及び第三者委員に対しては、費用を弁償する。

- 2 費用の弁償額は実費とする。
- 3 費用の弁償の請求があったときは、遅滞なく現金で支払うものとする。
(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補足)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別表1 評議員の報酬

区分	金額
報酬日額(1人当たり)	5, 158円
年度総額(全評議員合計)	341, 000円

別表2 理事の報酬

区分	金額
報酬日額(1人当たり)	5, 158円
年度総額(全理事合計)	450, 000円

別表3 監事の報酬

区分	金額
理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会出席報酬日額(1人当たり)	5, 158円
監査・指導報酬日額(1人当たり)	22, 000円
年度総額(全監事合計)	250, 000円

別表4 評議員選任・解任委員及び第三者委員の報酬

役職	金額
評議員選任・解任委員報酬日額(1人当たり)	5, 158円
第三者委員報酬日額(1人当たり)	5, 158円

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規程の規定は、この規程の施行の日以後の各業務への出席に係る報酬等の支給から適用し、同日前の出席に係る報酬等については、なお、従前の例による。